

# 鹿児島県薩摩川内市「使用済核燃料税」の新設（更新）について

## 1. 薩摩川内市使用済核燃料税新設（更新）の理由 [薩摩川内市協議書抜粋]

平成25年9月に、原子力発電所との共生を基本に制定した第3期目の「薩摩川内市使用済核燃料税条例」が、平成31年1月4日をもって失効します。

使用済核燃料税につきましては、防災対策、民生安定対策、環境対策等諸施策の実施に要する財源に充てられ、地域住民の安全確保・生活の向上に大きく寄与しているところであります。

福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電を取り巻く環境は大きく変化する中で、川内原子力発電所においては、平成27年8月に1号機が、また、同年10月には2号機がそれぞれ再稼働し、PAZ（概ね5km圏内）からUPZ（概ね5kmから30km圏内）の広範囲にわたる地域住民への安全対策・地域振興における諸施策は一層重要な課題となっております。

また、人口減少や少子高齢化等への対応、普通交付税の合併特例措置の縮減は、本市にとって、大きな影響を及ぼしており、引き続き地域住民の安全対策・福祉の向上等の要請に適切に応えていく上からも、法定外普通税としての使用済核燃料税は必要なものであります。

このため、課税期間について、今後5年間の延長をするとともに、税率を1体当たり25万円から27万円に引き上げるものであります。

## 2. 薩摩川内市使用済核燃料税の概要

課税団体	鹿児島県薩摩川内市
税目名	使用済核燃料税（法定外普通税）
課税客体	使用済核燃料の貯蔵
課税標準	貯蔵されている使用済核燃料（使用済燃料集合体）の数量 1原子炉につき157体を超える分
納税義務者	原子炉設置者
税率	1体当たり27万円
徴収方法	申告納付
収入見込額	（平年度）518百万円
非課税事項	—
徴税費用見込額	—
課税を行う期間	平成31年度から平成35年度までの5年間

### 3. 同意要件との関係

薩摩川内市使用済核燃料税について、地方税法第671条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第671条 総務大臣は、第669条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

#### ① 課税標準

核燃料に対する税としては、鹿児島県核燃料税（法定外普通税）があるが、今回更新を予定している薩摩川内市使用済核燃料税の課税標準は「貯蔵されている使用済核燃料（使用済核燃料集合体）の数量」であり、一方、鹿児島県核燃料税は「発電用原子炉に挿入された核燃料の価額」及び「発電用原子炉の熱出力」とされていることから、課税標準を異にしている。

なお、発電所に対する税として、電源開発促進税（国税）があるが、課税標準は「販売電気の電力量」とされていることから、薩摩川内市使用済核燃料税と課税標準を異にしている。

この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を同じくするものは認められない。

#### ② 住民の負担

特定納税義務者である九州電力は、年間売上高18,235億円（平成29年度決算ベース）であり、本件条例による負担は約5億円であり、著しく過重な負担とまでは言えないと考えられる。

また、仮に使用済核燃料税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、標準家庭1世帯当たり1.7円/月と見込まれ、今回の税更新によって、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

薩摩川内市使用済核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。薩摩川内市使用済核燃料税は、薩摩川内市における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないものと考えられる。

以上により、今回更新を予定している薩摩川内市使用済核燃料税については、地方税法第671条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。